

(仮称) 第4次行政改革大綱の概要について**1 策定の趣旨**

人口減少社会の到来や不透明感を増す経済状況など、自治体は今、これまでに経験のない厳しい環境におかれている。

こうした中、高度化・多様化する行政需要に的確に対応していくためには、低成長社会であることを念頭に置いた改革に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげるための、効果的で効率的な行政経営をより強固なものとするのが不可欠となる。

また、地方分権改革の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任のもと、市民に一番身近な基礎自治体として、市民の知恵と工夫と参加によって、地域にもっともふさわしい公共サービスが展開されるよう、「公の範囲（※）」において、活躍の場を広げる様々な主体との協働をさらに進める必要がある。

このようなことから、これまでの行政改革の成果を深めながら、新たな視点による改革を加え、より大きな成果を着実にあげる行政改革に集中的・重点的に取り組むため、その方向性を明確に示す行政改革大綱を策定する。

※ 「公の範囲」・・・生活する上で必須であるが、一個人では解決・調達できないサービスの範囲

2 (仮称) 第4次行政改革大綱の構成**はじめに****第1 現状と課題**

- 1 これまでの本市における行政改革の成果
- 2 本市を取り巻く社会経済環境の変化
- 3 現状を踏まえた課題
- 4 新たな行政改革大綱策定の必要性

第2 大綱の基本的な考え方

- 1 位置付け
- 2 改革の方向性
- 3 改革の基本目標
- 4 推進期間
- 5 推進方策

第3 改革に向けた取組

- 1 市民の力の発揮
- 2 徹底した事業等の検証
- 3 効率的な行政経営体制の確立
- 4 健全な財政構造の確立

3 大綱の概要

第1 現状と課題

1 これまでの本市における行政改革の成果

- (1) 第1次行政改革（平成7年度から10年度までの4年間）
行政のスリム化を最優先の課題に設定
- (2) 第2次行政改革（平成11年度から14年度までの4年間）
「市民と行政の新たな関係づくり」、「行政の自己改革」を取組の柱として推進
- (3) 第3次行政改革（平成15年度から現在まで。今年度で7年目）

ア 取組

- ・ 「市民との協働の推進」、「成果重視の行政経営」を取組の柱として推進

イ 達成状況・評価

(ア) 達成状況

- ・ 約401億円の経費削減，収入増加
- ・ 459人の職員数の削減
- ・ 市民ニーズを踏まえた各種行政サービスの拡充
(子ども医療費助成，特定不妊治療費助成等の拡充 等)

(イ) 評価

経費削減や職員数の削減を達成するも，市民意識調査などをもとに，さらなる行革の推進に向け，引き続き，次のことに取り組むべきと評価

- ・ 市政情報（行政改革の取組と成果を含む。）の積極的な公表，市民理解の促進
- ・ 宇都宮市の自治の仕組みを生かした協働のさらなる実践
- ・ 市内全域における住民自治意識の高揚，市民主体のまちづくり活動への支援
- ・ 最少の経費で最大の効果をあげる，効率的な行政経営の継続
- ・ 新たな課題に効率的に対応できる組織体制の整備
- ・ 職員の職務意欲のさらなる向上

2 本市を取り巻く社会経済環境の変化

- (1) 人口減少時代の到来，少子・高齢化の一層の進行
- (2) 世界不況の影響に伴う急激な景気後退
- (3) 地方分権社会の進展

(4) 関連する主な計画等の動向

ア 第5次総合計画の策定

イ 集中改革プランの計画期間の終了，組織整備・定員適正化に関する方針の改定

ウ 自治基本条例，地区行政の推進に係る大綱，市民協働推進指針の策定

3 現状を踏まえた課題

(1) 市民・事業者・行政の協働による本市の将来像の実現

(2) 官民の創意工夫を生かした効果的・効率的な行政経営の推進

(3) 厳しい社会経済環境下での効率的な行政サービスの提供

4 新たな行政改革大綱策定の必要性

人口減少社会の進行や不透明感を増す経済状況など，自治体は今，極めて厳しい環境下にある。本市でも，平成27年度以降に人口減少が始まることが予測されるとともに，昨年来の世界同時不況の影響を受けるなど，これまでに経験のない社会経済環境の変化に直面している。

このような中，本市ではこれまで，最少の経費で最大の効果をあげる行政経営の確立に向け，計3次にわたる行政改革の取組を不断に進め，市民サービスの向上と行政のスリム化・効率化に成果をあげてきた。

しかし，現下の厳しい社会経済環境に的確に対応するためには，地方分権社会が進展する中，市民と行政が信頼し，支えあい，創意工夫のもとで，地域の特色を生かしたまちづくりを主体的に実践するなど，これまでの数次にわたる行政改革で構築された仕組みを生かしながら，新たな視点を加えた取組を通して，より高い成果を着実にあげる，時代に求められた改革に着手することが必要である。

そこで，この現状を都市間競争でリードする上での好機ととらえ，改めて，今後の市の行政改革の道筋を明確に示し，さらなる改革を進めていくための新たな行政改革大綱を策定する。

第2 大綱の基本的な考え方

1 位置付け

「第5次総合計画」における将来の都市像の実現に向けた施策・事業を積極的に展開す

るための基本となる、効果的・効率的な行政経営のさらなる推進に向けて、本市が取り組むべき改革の方向性を明らかにするもの

2 改革の方向性

第3次行政改革の成果や本市を取り巻く環境の変化から導出される課題の解決に向けて不可欠となる新たな改革の考え方を「官民の役割分担」、「受益と負担の適正化を含めた行政サービスそのもののあり方」の2つの側面から整理し、第4次行政改革において目指すべき「改革の方向性」として設定

(1) 市民協働の推進による豊かな自治の確立

まちづくりの主役は市民であるという自治の基本を踏まえ、「公の範囲」におけるまちづくりの課題の解決のため、また地域の特性を生かした地域の目指すまちづくり像の確かな実現のため、市民と行政が相互に理解し、尊重し合い、信頼関係に基づき、それぞれの役割に応じた主体的な活動を行うことで、地域にふさわしい公共サービスが展開される「豊かな自治」を確立する。

(2) 社会経済環境の変化等に対応した事業や事務の再構築

時代の変化等を踏まえつつ、市民満足の向上に向けて実施される事業や事務について、必要性や効率性等の観点から、そのあり方・進め方について、改めて原点に立ち返った点検・見直しを行い、新たな時代に対応するものへと再構築する。

(3) 持続可能な行政経営基盤の確立

市民ニーズに的確に対応した事業に迅速に取り組むため、効率的な組織の確立や職員の資質向上による組織力のさらなる向上、また歳入・歳出の適正化による財政基盤の強化や既存資源の有効活用を図ることで、社会経済環境の変化にも柔軟に対応できる、持続可能な行財政基盤を確立する。

3 改革の基本目標

第4次行政改革の期間中の取組を通して、本市が目指すべき行政経営の姿を「改革の基本目標」として設定

(仮) 「 時代の変化への確かつ効果的・効率的に対応できる

市民感覚に基づく、市民主役の行政経営の実現 」

～ 市民と行政の知恵と力の発揮による市民福祉の向上 ～

4 推進期間

平成22から26年度までの5年間

- ・ 基本目標の達成に向けて着実な成果をあげるためには、期間を明確に区切り、期間内において確実な取組を実践する必要があることから、推進期間を設定
- ・ 短期的な課題のほか、中期的な課題にも取り組み、改革の成果をあげることを目指し、推進期間を平成22から26年度までの5年間に設定

5 推進方策

(1) 推進体制

- ・ 行政改革の考え方や実践について、全職員が共通認識を持ち、積極的に取組を推進
- ・ 全庁をあげた取組の推進を図るため、経営層による「行政経営検討委員会」が進行管理
- ・ 取組の進捗状況や成果を可能な限り「見える化」、「見せる化」し、学識経験者や公募市民等からなる「(仮称)宇都宮市行政改革推進懇談会」や広報紙等を通じて広く市民に公表し、その意見等を行政改革の推進に反映

(2) 取組目標の設定

取組の成果や課題を的確に把握し、その後の着実な取組につなげていくため、具体的な取組ごとに可能な限り目標を設定する。

第3 改革に向けた取組

「市民協働の推進による豊かな自治の確立」、「社会経済環境の変化等に対応した事業や事務の再構築」、「持続可能な行政経営基盤の確立」の3つの「改革の方向性」のもと、改革の実践に主眼をおいた4つの「取組の柱」を設定し、具体的な取組を進める。

1 市民の力の発揮

～ 自治の仕組みの「構築」から「定着」へ ～

これまでの改革の取組で培ったまちづくりの仕組みを生かしながら、開かれた行政経営を徹底し、対話を通じて市民の理解と信頼関係をより深め、多様な担い手と行政の適切な役割分担のもと、分権と協働の視点による市民主体のまちづくりを推進する。

(1) 理解と信頼

- ア 市政情報の積極的な提供
- イ 市民の立場に立った行政サービスの提供

(2) 多様な担い手との協働

- ア 市民主体のまちづくり活動への支援
- イ 民間活力導入の推進

(取組の柱1「市民の力の発揮」における取組例)

- ・ 分かりやすい財政情報の提供
- ・ 「(仮称) 市政情報コールセンター」の設置
- ・ 地域ビジョンの策定・支援
- ・ まちづくり活動の拠点となる「まちづくりセンター」の設置
- ・ 指定管理者制度の適切な運用 など

2 徹底した事業等の検証

～ 時代を乗り切る原点からの事業等の点検・見直し ～

限られた行政経営資源の中で、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応していくために、選択と集中の考え方のもとで、所期の目的を達成した事業等の原点からの見直しを進める。

(1) 事業の見直し

- ア 事業の選択と集中に向けた行政評価制度の充実・活用

(2) 施設の見直し

- ア 公共施設等の合理的な保有と効率的な管理運営

(取組の柱2「徹底した事業等の検証」における取組例)

- ・ イベント等の各種事業の見直し
- ・ スtockマネジメントの概念に基づく公共施設等の所有・利用の推進 など

3 効率的な行政経営体制の確立

～ 3S（スリム・スマート・スピーディ）市役所の実現 ～

行財政資源が縮小する中、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくため、市民に必要なサービスを効果的に提供できる効率的な行政経営体制を確立する。

(1) 適正な執行体制の確立

- ア 定員適正化の推進
- イ 効果的・効率的な組織の構築

(2) 職員の育成と活用

- ア 職員の自律的能力開発の推進

(3) 事務の見直し

- ア 事務効率化の検討

(取組の柱3「効率的な行政経営体制の確立」における取組例)

- ・ 定員適正化の推進
- ・ 人材育成の推進
- ・ 1課1改善運動の実施 など

4 健全な財政構造の確立

～ 入るを量りて出ずるを制す ～

直面する財政危機を克服し、将来にわたり安定した行政経営を行えるよう、「歳出を削減すること」に加え、「歳入を得る」ことを重視した取組を積極的に展開することで、健全な財政構造を確立する。

(1) 確かな歳入の確保

- ア 市税等の確保
- イ 市有財産の有効活用

ウ 受益者負担の適正化

(2) 歳出の抑制

ア 事務事業の見直し

イ 出資法人等の経営改善, 統廃合の検討

ウ 補助金の継続的な見直し

(取組の柱4「健全な財政構造の確立」における取組例)

- ・市税等の収納対策の推進
- ・未利用地の積極的な売却
- ・使用料・手数料の適正化
- ・イベント等の各種事業の見直し【再掲】
- ・補助金の継続的な見直し など

4 今後のスケジュール

- | | | |
|-----|----|------------------------------|
| 22年 | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 行政改革大綱策定懇談会(大綱について, 提言書について) |
| | 3月 | 新たな大綱の公表 |